

税のひろば

貯蓄と税金

わたくしたちは、思いがけない出費のために、預金をしたり公社債を買ったりして貯蓄をします。

預金や公社債の利子は、利子所得としての所得税がかかりますが、一定の手続をとることによって、非課税の扱いを受けることができます。また、住宅を取得する目的で一定の要件にあてはまる貯蓄をしたときは、税金の控除が受けられます。

そこで、利子について非課税の扱いを受けるための手続、住宅貯蓄の控除について説明しましょう。

〈非課税となる利子所得〉

一、少額貯蓄の利子

預貯金や貸付信託、公社債投資信託、国債及び地方債、社債などの利子や収益の分配金には、一人元金三〇〇万円までを限度として税金がかからない、「少額貯蓄の利子所得の非課税」の制度があります。

これは一般にマル優といわれているもので、この制度を利用するには銀行や証券会社にあらかじめ元本の非課税限度額などを記載した「非課税貯蓄申告書」を提出し、その後、預入れのつど「非課税貯蓄申込書」を提出することが必要です。

なお、「非課税貯蓄申込書」は二ヶ所以上の金融機関に出すこともできますが、その非課税貯蓄の最高限度額は、全店舗分を合計して三〇〇万円を超えることはできません。

二、郵便貯金の利子

郵便貯金の利子には、原則として税金はかかりません。しかし、郵便貯金は一人元本三〇〇万円までという預入制限があり、故意に三〇〇万円を超えて預入れをしたような場合には、その超えた部分の利子については課税されることになっていきます。

〈住宅貯蓄控除〉

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅貯蓄控除は、一年間の積立額の六パーセントで最高三万円が所得税額から差引かれるというものです。なお、サラリーマンが財形住宅貯蓄をしている場合は、年間積立額の八パーセントで最高四万円が差引かれます。また、積立期間が七年以上の長期の財形住宅貯蓄については、年間積立額の一〇パーセントで最高五万円が差引かれます。

控除が受けられる期間は七年間ですが、長期の財形住宅貯蓄の場合には十年間となります。

住宅貯蓄控除を受けるためには、まず、次のような内容の「住宅貯蓄契約」を金融機関等と結ばなければなりません。

- 一、定期的に三年以上の積立をする。
- 二、積立金は、利息とともにその全部を次のような住宅購入資金にあてることとし、これ以外には払

出しをしないこと。

- (一) 住宅購入のための頭金
- (二) 住宅購入のための借入金返済資金
- (三) 住宅割賦分譲の賦払金
- 三、積立期間満了後、一定期間内に、自分で居住する住宅を購入すること。ただし、家屋の床面積が一六五平方メートル以下、敷地の面積が三〇〇平方メートル以下の住宅でなければなりません。
- 四、住宅の購入に当っては、まず

建設業 退職金 共済制度に加入しましょう

この制度は、建設現場で働く人々のために国がつくった制度で、現場作業員がどの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算され、建設業の仕事をきなくなくなったときに退職金が支払われるという制度です。

この制度に加入できる事業主は総合、専門、職別、元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず、いわゆる一人親方（任意組合をつくって加入することになります。）でもすべて加入できます。

この制度の対策となる労働者の範囲は、現場で働く大工、左官、とび、土工等はもちろんのこと、電工、配管工、塗装工、運転工、現場に雇われている事務員など、その職種のかんを問わず、また

住宅貯金の積立金をその資金にあて、残額は、積立をした金融機関などから借入れること。ただし、住宅購入価額から積立金を差引いた残額が積立金の二・五倍を超えるときは、積立額の二・五倍以上の借入をすればよいことになって

います。

なお、積立金を頭金としないで、住宅購入の借入金返済や住宅割賦分譲の賦払金にあてる場合は、積立額の三・五倍以上の借入をしなければならぬことになってい

ます。

この制度には次のような特典があります。

- ① 事業主が払い込む掛金は、法人の場合は「損金」、個人企業の場合には「必要経費」として全額免税になります。また掛金は、作業員の給与所得にも含まれませんから、所得税の源泉徴収の対象にはなりません。
- ② 退職金は、退職所得扱いとなりますが事実上税金はかかりませぬ。
- ③ 退職金には、五%ないし一〇%の国庫補助金がつきます。

この制度の運営は、法律によって設立された特殊法人の建設業退

ければならないことになってい

ます。

五、借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五パーセント以下であること。

なお、住宅貯蓄をして控除を受けた人が、積立金を住宅購入以外に使うなど要件にあてはまらなくなつたときは、住宅貯蓄控除は取消され、既に控除を受けた税額に相当する額が徴収されることになって

います。

職金共済組合で行っております。加入の申込みは、千葉県建設業センターで受付けておりますのでまだ加入していない事業主は、加入してください。

なお、この制度に加入している事業主は「融資」を受けられます。

融資の対象となるものは、従業員のための住宅、保健、給食施設文化教養施設等で、貸付利率は年七・二%、償還期間は一五年以内（一年以上据置）となっております。全国の委託金融機関で受付けております。この融資制度には次のような特典がありますのでご利用をお奨めします。

- ① 他の政府関係機関の同種の融資と併用されてもよいこと。
- ② 標準建設費を時価の積算で認められておりますので、実質的に高率な融資となること。